

システム機能 (レベル1)	データ量	要求される処理時間	利用者
マスターデータ取込	[平成20年3月時点] ・傷病名マスター 21,471件 (212KB) ・修飾語マスター 1,916件 (41.8KB) ・医薬品マスター 1,888件 (692KB) ・特定器材マスター 733件 (23.7KB) ・コメントマスター 190件 (5.33KB) ・診療行為マスター 5,218件 (212KB) ・調剤行為マスター 70件 (2.82KB) ・特定健診項目マスター 220件 (79KB) ・保健指導項目マスター 95件 (8KB) ・診断群分類マスター 1,438件 (181KB) ・医療機関マスター 93,643件 (50MB) ・薬局マスター 47,598件 (25MB) ・特定健診機関マスター 24,000件(16MB) ・特定保健指導機関マスター 13,000件(7MB)	1日以内	5名程度 (取込・定型資料作成等システム運用・保守業者)

6. 全体管理業務

6.1 全体管理業務の基本方針

全体管理業務を行う上で、以下の要件を満たすこと。

- ア．全体管理業務の遂行に当たり、PMBOK（Project Management Body Of Knowledge）、または、これに類するプロジェクト管理体系に準拠したプロジェクト管理を行うこと。
- イ．担当職員、工程管理業者及び厚生労働省全体管理組織（PMO）等から指導・助言等を受けた際には、速やかに対応すること。
- ウ．本システム基盤の効率的な運用及び適正な管理を図るために、担当職員の各種管理規程類作成の支援（インプット情報の調査・提示、ドラフト版の作成等）をすること。
- エ．PDCA(Plan Do Check Action)サイクルに基づき、各作業プロセスを3ヶ月毎に見直し、その結果を担当職員に報告すること。また、見直しの結果、改善が必要と判断した作業プロセスについては、その改善策を提示し、担当職員の承認を得た上で、実施すること。（「図 6-1 PDCA サイクルに基づく全体管理作業プロセス」参照）

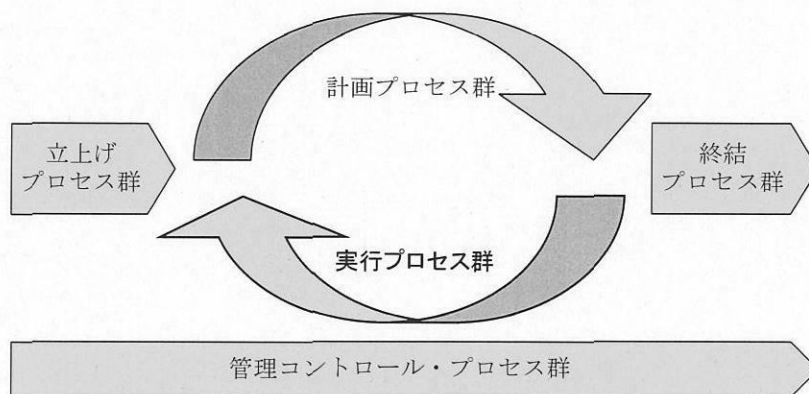


図 6-1 PDCA サイクルに基づく全体管理作業プロセス

6.2 調達する全体管理業務の範囲

本調達における全体管理業務要件の範囲を以下に示す。

- ア．調達する業務範囲は、本調達に関する全契約期間にわたるすべての作業工程における管理業務全般とする。
- イ．受託者は、本仕様書に示す以外で、全体管理業務を円滑に行うために必要となる作業があれば、担当職員と協議の上実施すること。

6.3 全体管理業務の体制

本調達を遂行する体制として、以下に示す責任者及び管理者を設置すること。

(1) プロジェクト全体管理責任者

本調達全体の管理を行う責任者は、以下のいずれかに該当すること。

- ア. 経済産業省(旧通商産業省)情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ試験の合格者
- イ. 特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会が認定する IT コーディネータの資格保有者
- ウ. プロジェクトマネジメント協会(PMI)が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル(PMP) の資格保有者
- エ. ア～ウのいずれかの試験合格者・資格保有者等と同様の能力を有することが、経歴等において明らかなる者

(2) 設計・構築・テスト・導入業務管理者

本調達の設計・構築・テスト・導入業務の管理を行う管理者は、以下の要件を満たすこと。

- ア. 本仕様書「5.5 規模・性能要件」に示す規模の大規模システム構築におけるプロジェクトの設計・構築、テスト及び導入等の管理実績を有すること。
- イ. 以下のいずれかに該当すること。
 - A. 経済産業省（旧通商産業省）情報処理技術者試験のうちテクニカルエンジニア試験（データベース（DB）、情報セキュリティ(SV)、システム管理（SM）のいずれか）の合格者
 - B. 上記 A の試験合格者・資格保有者等と同様の能力を有することが、経歴等において明らかなる者

(3) セキュリティ管理者

本調達のセキュリティ管理を行う管理者は、以下の要件を満たすこと。

- ア. セキュリティに関する企画、実施、運用及び分析のすべての段階で、物理的観点、人的観点及び技術的観点から、情報セキュリティを保つための施策を計画・実施し、その結果に関する評価を行った実績を有すること。
- イ. 以下のいずれかに該当すること。
 - A. 経済産業省（旧通商産業省）情報処理技術者試験のうち情報セキュリティアドミニストレータ試験（SU）またはシステム監査技術者試験（旧情報処理試験 システム監査技術者を含む）（AU）の合格者
 - B. 特定非営利活動法人日本システム監査人協会（SAAJ）が認定する公認情報システム監査人（CSA）の資格保有者

- C. 情報システムコントロール協会 (ISACA) が認定する公認情報システム監査人 (CISA) の資格保有者
- D. CompTIA の Security+ の資格保有者
- E. (ISC) ® (International Information Systems Security Certification Consortium) が認定するセキュリティプロフェッショナル認証資格 (CISSP) の資格保有者
- F. A～E のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同様の能力を有することが、経歴等において明らかな者

6.4 全体管理業務の内容

全体管理業務には、受託者が行う管理業務のみならず、本調達を成功させるために当省の行う業務の支援も含まれるものである。

例えば、WBS(Work Breakdown Structure)には当省が実施すべき業務についても定義する等である。

6.4.1 作業計画の作成

作業計画の作成については、各作業工程における具体的なタスクの定義やスケジュールを策定することを目的とするため、以下に示す業務を実施すること。

(1) WBS の作成

- ア. 設計・構築段階計画の策定前に、設計・構築段階において必要な作業を詳細化し、WBS を作成すること。また、タスク毎に作業内容、成果物、開始条件及び終了条件を明確にすること。なお、タスクの詳細化に際しては、具体的な進捗状況や投入実績値 (AC : Actual Cost) を把握できる単位にまで可能な限り詳細化を行うこと。
- イ. 上記アで詳細化した各タスクについて、EVM (Earned Value Management) 手法を用いて、出来高計画値 (PV : Planed Value) を漏れなく設定すること。
- ウ. 各作業工程を通じて、定期的に状況との差異を分析し、タスクに変更が生じた場合は、担当職員の承認を得た上で、関連する作業計画及び成果物の変更を行うこと。

(2) 設計・構築計画の策定

- ア. 以下の事項を含めた設計・構築計画を策定すること。
 - A. 受託者の体制と役割
 - B. スケジュール
 - C. 成果物
 - D. 制約条件及び前提条件
 - E. 設計・構築計画の改訂手順
- イ. 本仕様書「6.4.1 作業計画の作成 (1)WBS の作成」で定めた各タスクの従属関